

産業廃棄物処理計画書		令和6年6月20日
富山市長 藤井 裕久 殿		
提出者 住所 石川県金沢市神宮寺2-1-10 氏名 (株)植木組 金沢営業所 所長 藤本 幸希 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 076-251-9111		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	(株)植木組 金沢営業所	
事業場の所在地	石川県金沢市神宮寺2-1-10	
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	総合建設業	
②事業の規模	完成工事高 338,390 万円 (前年度実績)	
③従業員数	20名	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

[illegible]

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現 状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ① 作業所での分別保管 ② 建物・構造物の分別解体
② 計 画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物の削減

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①
現状

【前年度（R5年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートくず	がれき類 アスファルトくず	混合廃棄物	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶器類	金属くず	汚泥	紙くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	石膏ボード	廃油				
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	t	t	t	t
(これまで実施した取組)								
可能な場合は汚泥等を自ら利用								

②
計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートくず	がれき類 アスファルトくず	混合廃棄物	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶器類	金属くず	汚泥	紙くず
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	石膏ボード	廃油				
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)								
工事ごとに法令を順守した中で、積極的に発注者に再利用を提案し合意されたものについて実施する。								

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ R5 年度 ）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリート くず	がれき類 アスファルト くず	混合廃棄物	廃プラスチック類	ガラスくず・コン クリートくず 及び陶器類	金属くず	汚泥	紙くず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	石膏ボード	廃油				
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)								
	特に実績無し								
② 計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリート くず	がれき類 アスファルト くず	混合廃棄物	廃プラスチック類	ガラスくず・コン クリートくず 及び陶器類	金属くず	汚泥	紙くず
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	石膏ボード	廃油				
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の計画)								
	特に予定なし								

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

[illegible]

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（R5年度）実績】								
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートくず	がれき類 アスファルトくず	混合廃棄物	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶器類	金属くず	汚泥	紙くず
	全処理委託量	29.47 t	1,233.28 t	1.04 t	9.35 t	0.00 t	3.39 t	3.45 t	0.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	29.47 t	1,233.28 t	0.00 t	9.35 t	0.00 t	3.39 t	3.45 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者のうち、 認定外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	石膏ボード	廃油				
	全処理委託量	43.25 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	42.42 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者のうち、 認定外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.83 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t

(これまで実施した取組)

委託基準に従って、善良と判断する業者を選定し書面による契約を行なう。

①計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートくず	がれき類 アスファルトくず	混合廃棄物	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶器類	金属くず	汚泥	紙くず
全処理委託量	29.18 t	1,220.95 t	1.03 t	9.26 t	0.00 t	3.36 t	3.42 t	0.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
再生利用業者への処理委託量	29.18 t	1,220.95 t	1.03 t	9.26 t	0.00 t	3.36 t	3.42 t	0.00 t
認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	石膏ボード	廃油				
全処理委託量	42.82 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	42.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.82 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t

(今後実施する予定の取組)

可能な限り優良認定処理業者から委託先を選定する。

また、再生可能・熱回収可能な廃棄物については再生利用業者・熱回収業者への委託を推進する。

事前に委託予定の処理業者の現地確認と委託中の処理業者の定期的現地確認の実施。

※事務処理欄

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

第 1 面

○産業廃棄物の一連の処理の工程

- a. がれき類(コンクリートくず)
 - ・再生処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化(一部最終処分[埋立]へ)
- b. がれき類(アスファルト)くず
 - ・再生処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化
- c. 混合廃棄物
 - ・最終処分業者へ委託 ⇒ 埋立処分(安定型・管理型)
- d. 廃プラスチック類
 - ・最終処分業者へ委託 ⇒ 埋立処分(安定型)
- e. ガラスくず・コンクリートくず及び陶器くず
 - ・最終処分業者へ委託 ⇒ 埋立処分(安定型)
- f. 金属くず
 - ・再生処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化
- g. 汚泥
 - ・自ら利用 ⇒ 埋戻し材料等として自社現場で利用
 - ・再生処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化
 - ・汚泥のまま委託 ⇒ 中間処理後、埋立
- h. 紙くず
 - ・中間処理業者へ委託 ⇒ 焼却
- i. 木くず
 - ・中間処理業者へ委託 ⇒ 焼却
 - ・中間処理業者へ委託 ⇒ 再生利用
- j. 繊維くず
 - ・最終処分業者に委託 ⇒ 埋立(管理型)
 - ・中間処理業者へ委託 ⇒ 焼却
- k. 石膏ボード
 - ・中間処理業者へ委託 ⇒ 再生利用
 - ・最終処分業者に委託 ⇒ 埋立(管理型)

第 2 面

○廃棄物処理に関する管理体制

店舗総括管理者		組織名：(株)植木組 金沢営業所	職・氏名	所長 藤本 幸希
管理担当者		組織名：管理課	組織人数：1名	管理課員
役割	総括管理者	○基本方針に従い管理担当者及び管理責任者に対する指導援助 ○社員及び協力会社に対する指導教育や援助 ○その他建設副産物の適正管理に必要な事項		
	副総管理担当者	○建設副産物管理に関する関係行政への対応及び店舗内の連絡調整 ○建設副産物管理計画書の審査、指導及び承認 ○工事事務所、作業所及び処理施設の管理状況の点検及び指導 ○建設副産物管理状況の集計、記録及び実績報告の保存 ○その他建設副産物の適正管理に必要な事項		
	管理責任者	○周辺環境への影響に関する調査及び行政への適切な対応 ○建設副産物管理計画書の作成及び承認された計画の遵守 ○建設副産物の種類別発生量及び排出量の集計、記録及び実績報告 ○協力会社に対する建設副産物管理に関する指導教育 ○建設副産物処理業者及び処理施設の管理状況の点検及び指導 ○その他建設副産物の適正管理に必要な事項		

○廃棄物に関する管理体制

